

福祉車両貸出のしおり

本事業は、廿日市市身体障害者福祉車両運行要綱（昭和 62 年廿日市市告示第 10 号）に基づき、廿日市市内に在住する自力で移動することが困難な障がいのある人に対して福祉車両（リフト付き自動車）を貸し出し、その利用を通じて社会参加の促進を図ることを目的とします。

1. 福祉車両の利用者について

廿日市市内に居住し、身体上の障がいなどで日常生活を営むのに必要な移動の手段が、一般車両では困難な人。

2. 利用時間・期間について

原則として年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く、8 時 30 分から 17 時までです。

利用目的は、廿日市市の定める福祉車両運行要綱第 3 条によりますが、営利目的をはじめその利用が事業の趣旨に適さない場合は貸し出しができません。

3. 利用会員登録方法について

福祉車両の利用を希望する人は、「身体障害者福祉車両利用会員申込書」に必要事項をご記入のうえ、廿日市市社会福祉協議会各事務所（以下「市社協」という）にご提出ください。

4. 利用申請方法について

福祉車両を利用する場合は、利用日前日までに、別紙「福祉車両利用申請書」を市社協にご提出ください。また、電話や FAX でも受け付けます。

- （1）利用希望日時が他の会員と重複した場合には、市社協で調整します。
- （2）利用に際して、運転者は原則として利用者において確保してください。
- （3）利用中の車両維持管理は、利用者責任において行なってください。
- （4）利用時間帯が、土・日・祝日など市社協職員の勤務しない時間帯に及ぶ場合は、原則として前日、または翌日の受け渡しとします。

5. 経費について（使用後は燃料を満タンにして返却してください。）

利用に際し実際に要した燃料費、駐車場料金・高速道路料金などの費用は利用者負担とします。

6. 運転者の運行義務について

始業点検・リフト操作及び車椅子固定装置操作への万全の注意・運行日誌の記載・車両内外の清掃および清潔保持・交通関係法令の遵守をお願いします。

7. 事故対応について

事故が起こったときは、人命救助を最優先に行動してください。その後、すみやかに警察に通報し、市社協に（TEL：0829-20-0294）連絡してください。

また、福祉車両の貸し出し期間中に生じた事故に対する損害賠償などについては、市社協が福祉車両に加入している自動車損害賠償責任保険・任意保険及び送迎サービス補償の保険金の範囲内で補償します。

なお、詳細については、別紙「事故対応マニュアル」を参考にしてください。

8. 利用中止（キャンセル）について

利用予定を中止する場合は、すみやかに市社協に連絡してください。

9. 安全対策について

市社協は、福祉車両の貸し出しにおいて、次のとおり安全対策を図ります。

- (1) 福祉車両の使用説明及び、安全運行説明
- (2) 送迎サービス補償制度への加入
- (3) 福祉車両の定期点検

10. その他

福祉車両の故障、天候の急変により当日運行できなくなる場合もありますので、ご了承ください。

次の各事務所で、福祉車両（リフト付き自動車）の貸し出しを受け付けています。

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

○地域福祉課

廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号

TEL：20-0294 FAX：20-1616

○佐伯事務所

廿日市市津田 4 1 0 9 番地

TEL：72-0868 FAX：72-1005

○吉和事務所

廿日市市吉和 1 7 7 1 番地

TEL：77-2883 FAX：77-2514

○大野事務所

廿日市市大野 1 丁目 1 番 1 号

TEL：55-3294 FAX：55-3275

○宮島事務所

廿日市市宮島町 9 6 0 番地 2

TEL：44-2785 FAX：44-2661

